（理容師法施行規則の一部改正）

第二条　理容師法施行規則の一部を次のように改正する。

「保健
香粧品化学
理容の物理・化学　を　文化論
理容技術理論
運営管理」に改める。

（理容師養成施設指定規則の一部改正）

第三条　理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4　昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能を修得していない者を対象とする教科課程を設けている場合に限って、当該美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程（以下「美容修得者課程」という。）を設けることができる。

第三条第二項中「以上の養成課程」の下に「又は同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程」を、「事項」の下に「（同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程を設ける場合は当該教科課程ごとに異なる事項に限る。）」を、「それぞれの養成課程」の下に「又は教科課程」を加える。

第四条第一項第一号ロに次のただし書を加える。

ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。

第四条第一項第一号ハ中「別表第二」の下に「（美容修得者課程については別表第一の二）」を加え、同号ヘ中「、五人」の下に「。ただし、昼間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改める。

第四条第一項第二号ロ中「、四人」の下に「。ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改める。

第四条第一項第三号ロに次のただし書を加える。

ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年六月以上であること。

第四条第一項第三号ハに次のただし書を加える。

ただし、通信課程に美容修得者課程のみを設ける場合の専任の者の数は、生徒二百人以下の場合は一人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。

第四条の二第一項第三号中「理容保健」及び「美容保健」を「保健」に改め、同項第四号中「理容の物理・化学」及び「美容の物理・化学」を「香粧品化学」に改め、同項第五号中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　理容師養成施設の文化論　美容師養成施設の文化論

六　理容師養成施設の運営管理　美容師養成施設の運営管理

第四条の二第二項の表第四条第一項第一号への項の中欄中「、五人」の下に「。ただし、昼間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改め、同項の下欄中「、五人」の下に「。ただし、美容修得者課程の教科課目と美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第一条の二に規定する理容修得者課程の教科課目のみで同時授業を行う場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改め、同表第四条第一項第二号ロの項の中欄中「、四人」の下に「。ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改め、同項の下欄中「、四人」の下に「。ただし、美容修得者課程の教科課目と美容師養成施設指定規則第一条の二に規定する理容修得者課程の教科課目のみで同時授業を行う場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改め、同表別表第三衛生管理理容保健の項の項の上欄中「理容保健」を「保健」に改める。

第六条第二項中「設けようとするとき」の下に「（新たに美容修得者課程を設けようとするときを含む。）」を加え、同条第三項中「一部を廃止」の下に「（美容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含む。）」を加える。

別表第一中

理容保健	四単位以上
理容の物理・化学	三単位以上
理容文化論	三単位以上
理容技術理論	四単位以上
理容運営管理	二単位以上
理容実習	二十七単位以上

を

保健	三単位
香粧品化学	二単位
文化論	二単位
理容技術理論	五単位
運営管理	一単位
理容実習	三十単位